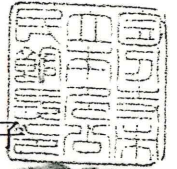




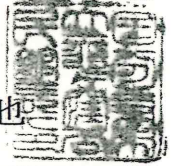
国教教公発第 111 号
平成 27 年 8 月 13 日

国分寺市公民館運営審議会
委員長 佐藤 一子 様

国分寺市立本多公民館
館長 山崎 明子



国分寺市立恋ヶ窪公民館
館長 野中 哲也



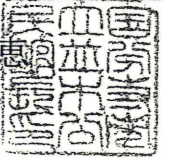
国分寺市立光公民館
館長 加藤 征彦



国分寺市立もとまち公民館
館長 豊泉 早苗



国分寺市立並木公民館
館長 木場 理恵



地域づくりを目指した公民館のあり方について（諮問）

公民館は、社会教育法第 20 条にあるとおり「住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的」とし、その目的を達成するために、様々な事業を行っています。また、国分寺市教育ビジョンでは「人と人がつながり、学びが循環するまちの実現を目指して」を基本的な考え方とし、「だれもがいつでも学び、健やかで心豊かに活動するまちづくりを推進します」と公民館等の社会教育の充実を目指しています。

つきましては、地域づくりを目指した公民館のあり方について、運営面・事業面の両面からご意見を頂きたく、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項 地域づくりを目指した公民館のあり方について

2 答申時期 平成 29 年 3 月